

2021年4月1日

ダイオキシン類分析公定法（JIS法）のご依頼会社様宛て

株式会社日吉 技術部

JIS改正に伴うお願い事項のご案内

日頃、分析のご依頼ありがとうございます。

さて、令和2年3月23日付けで日本産業規格 K0311（排出ガス）、K0312（排水）が改正されました。

特に排ガス試料に関しまして、以下をご確認ください。

・依頼書への施設の基準値・前回濃度（TEQ値）の記載

当該改正により、検量線範囲を超える場合、再度、試料ガスの採取を必要とする旨の規定等が追加されました。このため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置者による自主測定において、試料ガスの再採取及び再測定が必要となるケースが生じる可能性があります。

検量線範囲を超える場合には、試料ガスの再採取が必要となるケースがあるため、それを避けるために、施設の基準値また前回濃度（TEQ濃度）を参考として、検量線範囲内に分析値が収まるようにあらかじめ十分に検討した上で分析を行うこととなります。

もし、試料が想定以上に高濃度で検量線範囲を超過してしまった場合には、

①試料採取を再度お願いする

②あるいは希釈等による再分析を行い分析結果を報告する（この場合は定量値の正確性には影響しませんが、改正JISに準拠とならないため、MLAPによる計量証明書の発行は不可能となり、「試験成績書」等の形式での分析結果報告となります）

のいずれかの対応となりますのでご了承ください。

また、前回濃度が不明とのことでしたら、予想値をご記載ください。

参考として、（一社）日本環境測定分析協会の「改正されたJISに関する質問」を添付しますのでご確認ください。（該当箇所 No.6, 7, 8, 9）

JISの改正内容につきましては、日本産業標準調査会のデータベース検索からご参照ください。（<https://www.jisc.go.jp/index.html>）

以上